

能美市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月9日

能美市監査委員 齊藤敏明

能美市監査委員 南山修一

1 監査の実施日及び対象課

実施日 令和8年2月26日（木）

対象課 総務課（1事業）、企画地域振興課（2事業）

2 監査の方法及び着眼点

市から団体へ交付されている補助金等が、補助目的に沿って正しく使われているか、また、補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか、あるいは、公益上の必要性は十分であるか。

監査資料に基づき、所管課職員から執行状況の説明を聴取する他、当該施設等の現地調査が必要である場合は、各団体へ協力を求める。

3 監査の結果

補助金制度は、地域の課題解決や活性化などに向けた市民の自発的な参画を促し、協働によるまちづくりを推進する上で重要な意義を持つものである。

監査した結果、どの事業においても制度が活発に活用されていることが確認された。補助対象となった各団体においては、いずれも公益性に資する取り組みが展開されており、意欲的に活動されている点は高く評価できる。市民生活の質の向上や地域課題の解決に向け、本補助金が有効に機能していると認められる。

一方で、一部の事業において会計報告資料の精度に課題が見受けられた。具体的には、事業費の大部分を占める主要な経費について、提出された資料のみではその内訳が不明瞭な事例が見受けられた。補助金は公金を原資としている以上、高い透明性と説明責任が求められる。団体に対し、支出内容を説明する書類の整備を指導するなど、審査および確認の徹底に努められたい。

また、現在、本市においては多岐にわたる補助金制度が運用されているが、今回の監査対象事業を含め、目的や対象が類似および近接している制度が見受けられる。こうした状況は、支援対象の重複や、申請者にとっての制度の分かりにくさを生じさせる懸念がある。

今後も補助金制度を限られた財源の中で効果的に活用するために、制度間の整理や統合を含めた全体の更なる最適化と、より利用者目線に立った分かりやすい仕組みづくりを講じることをお願いしたい。